

第4・5章 訴訟当事者・訴訟代理人に関するコメント

はじめに

ここでは、中国民事訴訟法における当事者および訴訟上の代理の規律についてコメントを行う。ただし、筆者は、中国法の専門家ではないため、体系的あるいは網羅的な検討を行う能力はない。さらに、中国民事訴訟法における当事者および訴訟上の代理に関しては、最近の法改正前の状況についてはあるが、小嶋明美教授による紹介とコメントがすでに存在する¹⁾。また、最近の法改正により新設された「公益訴訟」(中国民訴55条)については、本書の第1編において白出博之弁護士により検討されている。したがって、以下では、これまであまり詳細には紹介されていなかった多数当事者訴訟に関して²⁾、コメントを行う。

一 既判力の範囲に関する規定の不存在—「暫定的対世効」？

中国民事訴訟法には、既判力に関する規定が存在しない。したがって、そもそも確定判決に既判力が生じるかどうか、それが生じるとしてもどの事項について誰に対して及ぶのかは、明文の規定から明らかにならない。しかし、再審の規定は存在するし、学説においても既判力の概念は存在するので³⁾、中国民事訴訟法においても既判力は存在するといえるであろう。

ただし、中国法においては、法的安定性よりも実体的真実が重視されるため、既判力の観念は希薄である、とされる⁴⁾。その証左として、中国民訴法は、再審事由として、新証拠がある場合や事実認定や法適用の誤りがある場合を挙げており(中国民訴200条1号ないし5号)日本法よりもかなり広く再審事由を認めてい

1) 小嶋明美『現代中国の民事裁判』(成文堂・2006年)132~141頁。

2) ただし、小嶋・前掲注1)144頁注4に若干言及がある。

3) 小嶋明美「職権探知主義の規整(3)」山形大学法政論叢46号(2009年)20頁。

4) 小嶋明美「再審についての一考察」山形大学法政論叢49号(2010年)4頁。

ること、および、当事者の申立てのみならず職権によっても再審を開始することができること（中国民訴198条）が挙げられる⁵⁾。さらに、近時の立法により、「当事者の双方の訴訟の目的について、独立請求権を持つ第三者」（中国民訴56条1項）のみならず、「当事者双方の訴訟の目的について、独立請求権を有しないが、事件の処理結果と自己との間に法律上の利害関係がある場合」の第三者（中国民訴56条2項）は、「本人の責に帰さない事由のために訴訟に参加しなかったが、法的効力が生じた判決、裁定、調停書の一部または全部の内容に誤りがあってその民事権益が侵害されることを証明する証拠がある場合に」当該判決等の取消しの訴えを提起できるとされた（中国民訴56条3項）。ここでの第三者は、前者は日本における独立当事者参加人に相応し、後者は補助参加人に相応するため、日本法によれば当然には既判力が及ばない第三者にも再審に類似する取消しの訴えを提起する権能が付与されたことから、中国民訴法が、法的安定性よりも実体的真実を重視していることを看取することができる。

もっとも、再審の訴えの当事者適格および再審事由が広く認められていることから、中国では既判力は存在しないと評価する必要はないと思われる。なぜなら、実体的真実に合致しない判決が確定しているにもかかわらず、それが確定判決であるがゆえに裁判所、当事者および第三者を拘束しているという実態があるからこそ、その通用力を失わせるために、再審の訴えを提起する必要性があるとも考えられるからである。このように考えることが許されるならば、中国民訴法においては、財産関係訴訟・人事訴訟を問わず、既判力は、暫定的であれ、対世的にすなわち万人に及ぶことが前提となっていると解することができるであろう⁶⁾。以下では、このような仮説を立てて、中国民事訴訟法の規律を整理してみたい。

5) 小嶋・前掲注4) 13頁以下も参照。

6) 同様に、第三者による取消しの訴えとの関係で、中国民訴法では既判力相対効の原則がとられていないのではないかと指摘するものとして、上原敏夫・江藤美紀音・金春・白出博之・三木浩一「特別座談会 中国への法整備支援事業の現状と課題」論究ジュリスト5号（2013年）226頁〔三木浩一〕。なお、フランスにおける「暫定的対世効」については、高田裕成「身分訴訟における対世効論のゆくえ」新堂幸司編著『特別講義民事訴訟法』（有斐閣・1988年）364頁。